

## がん診療連携拠点病院等について

### 1 国指定のがん診療連携拠点病院

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（平成 26 年 1 月 10 日）」に定められている指定要件を満たすものとして、都道府県が推薦する医療機関について、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定。

### 2 兵庫県指定がん診療連携拠点病院

- (1) がん医療における地域連携を促進し、本県の更なるがん医療水準の向上を図ることを目的として、国指定拠点病院に加え、各圏域においてがん診療連携を推進する医療機関を兵庫県独自に指定。
- (2) 国指定の拠点病院に関する整備指針の改定に伴い、県指定の拠点病院設置要綱を改定（平成 26 年 8 月 28 日）（改定にあたっては、がん診療連携推進専門委員会で協議）。

平成 29 年 3 月末見込み

圏域	国指定拠点病院(14) ＜小児がん拠点病院(1)＞	県指定拠点病院(9)
神戸	神戸大学医学部附属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 西神戸医療センター ＜県立こども病院＞	神鋼記念病院 独) 神戸医療センター
阪神南	独) 関西労災病院 兵庫医科大学病院	県立尼崎総合医療センター 県立西宮病院 西宮市立中央病院
阪神北	公立学校共済組合近畿中央病院	市立伊丹病院
東播磨	県立がんセンター（都道府県型）	県立加古川医療センター 加古川中央市民病院
北播磨	市立西脇病院	
中播磨	姫路赤十字病院 独) 姫路医療センター	製鉄記念広畑病院
西播磨	赤穂市民病院	
但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院	
丹波	県立柏原病院	
淡路	県立淡路医療センター	

※ 平成 28 年 4 月から現体制（平成 28 年 3 月末までは、神戸赤十字病院を県指定拠点病院として指定）

### 3 国指定の小児がん拠点病院（平成 25 年 2 月 8 日付け指定）

集学的治療の提供、相談支援、医療従事者向け研修の実施や、地域の小児がん診療ネットワークの中核となり地域全体の小児がん診療の質の向上に資する医療機関について厚生労働大臣が指定。

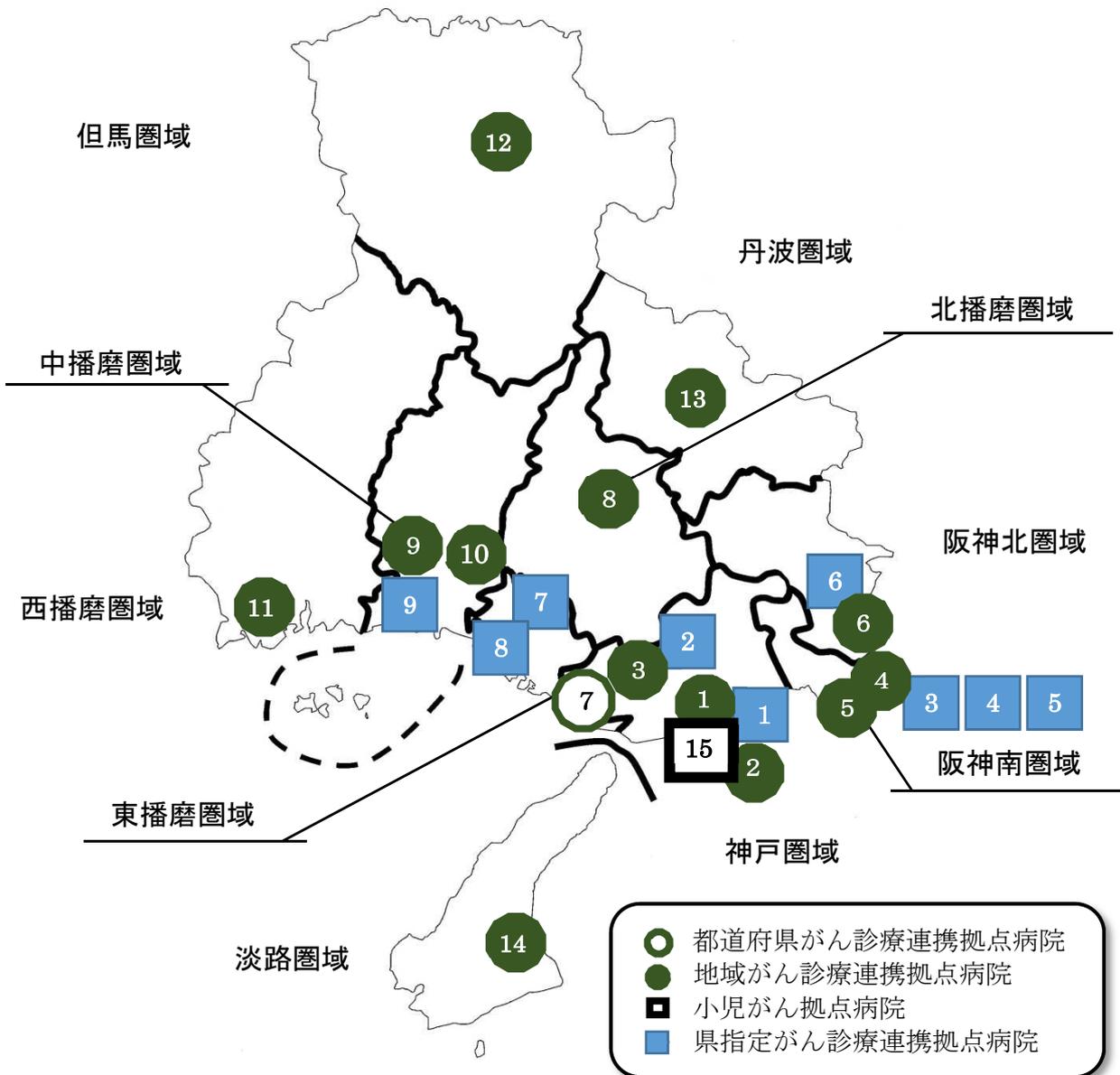
○県立こども病院ほか 全国で15箇所

平成29年1月6日小児がん拠点病院の指定に関する検討会において、指定更新を承認

<主な取組>

- ・がん相談支援センター、緩和ケア委員会、長期フォローアップ外来の設置
- ・県内の小児がん診療病院との連携強化（神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院、県立尼崎総合医療センター、姫路赤十字病院、西神戸医療センター、明石市立市民病院）

## 県下のがん診療連携拠点病院



国指定のがん診療連携拠点病院	県指定のがん診療連携拠点病院
①神戸大学医学部附属病院	1 神鋼記念病院
②神戸市立医療センター中央市民病院	2 独) 神戸医療センター
③西神戸医療センター	3 県立尼崎総合医療センター
④独) 関西労災病院	4 県立西宮病院
⑤兵庫医科大学病院	5 西宮市立中央病院
⑥公立学校共済組合近畿中央病院	6 市立伊丹病院
⑦県立がんセンター	7 県立加古川医療センター
⑧市立西脇病院	8 加古川中央市民病院
⑨姫路赤十字病院	9 製鉄記念広畑病院
⑩独) 姫路医療センター	
⑪赤穂市民病院	
⑫公立豊岡病院組合立豊岡病院	
⑬県立柏原病院	
⑭県立淡路医療センター	
⑮県立こども病院	

厚生労働省「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づき、県立がんセンターに「兵庫県がん診療連携協議会」を設置し、以下の取組を行っている。

【協議会委員(議長:県立がんセンター院長)】

- ・地域がん診療連携拠点病院長 ・小児がん拠点病院長 ・県医師会長 ・県歯科医師会長
- ・県薬剤師会長 ・県看護協会長 ・県放射線技師会長 ・県臨床検査技師会長 ・県健康福祉部長
- ・患者団体代表若干名 ・がんセンター副院長 ・その他がんセンター病院長が必要と認める者

【幹事会構成員(幹事長:県立がんセンター副院長)】

- ・地域がん診療連携拠点病院 ・小児がん拠点病院 ・県医師会 ・兵庫県 ・県指定がん診療連携拠点病院
- ・がん診療連携拠点病院に準じる病院 など

【協議会各部会の担当業務】

	部 会 名	担 当 業 務
幹 事 会	「研修・教育」部会	集学的治療等を提供のための研修の企画実施 診療支援医師の派遣調整など
	「情報・連携」部会	相談支援センターの機能充実のための情報の共有化 ピアサポート、がん患者の就労支援など
	「がん登録」部会	統計、県内のがん登録データの分析・評価など
	「緩和ケア」部会	がん診療に携わる医師向け研修の企画実施 緩和ケアに関する地域連携など
	「がん地域連携パス」部会	地域連携クリニカルパスの整備、拠点病院ごとの運用状況の評価 病院間の情報共有推進など

【H28年度協議会活動内容】

日 時	活 動 内 容
平成28年4月21日	第11回「協議会」開催 45名参加
平成28年5月11日	第1回「がん登録実務初級者研修会(がん登録部会主催)」開催 76名参加
平成28年5月30日～9月9日	がん看護実務者研修の開催(県立がんセンター)
平成28年6月4日	第29回「がん相談実務者会議(情報・連携部会主催)」開催 34名参加
平成28年6月9日	平成28年度第1回「幹事会」開催 89名参加
平成28年9月10日	第2回「兵庫県がん化学療法チーム医療研修会」((研修・教育部会主催)) 20名参加
平成28年10月1日	第30回「相談支援センター実務者会議(がん相談員実務者研修)(情報・連携部会主催)」開催 38名参加
平成28年10月15日	肝がんセミナー(研修・教育部会主催) 74名参加 ・「肝がん撲滅を目指した治療戦略」
平成28年10月29日	第4回「放射線セミナー(研修・教育部会主催)」開催 219名参加 ・「乳がんの早期診断と最新治療」
平成28年11月15日	第2回「がん登録実務者ミーティング(がん登録部会主催)」開催 56名参加
平成28年11月19日	第6回「ひょうご県民がんフォーラム(協議会主催)」開催 168名参加 ・「がんと免疫」
平成28年12月10日	第31回「相談支援センター実務者会議(がんピアサポーターキックオフミーティング)(情報・連携部会主催)」開催 65名参加
平成28年12月17日	検査セミナー(研修・教育部会主催)「悪性リンパ腫 検査と治療 uptodate」196名参加 「第7回兵庫県緩和ケアチーム研修会」89名参加
平成29年1月14日	「H28年度緩和ケア研修会指導者の会と患者会との合同検討会」 (緩和ケア研修会指導者の会) 30名参加
平成29年1月21日	第9回「薬剤師セミナー(研修・教育部会主催)」開催 201名参加 ・「免疫チェックポイント阻害剤の基礎と実地診療」 ・「薬剤師外来の取り組みと副作用マネジメント」
平成29年2月23日	第2回「幹事会」開催予定
平成29年2月24日	第3回「がん登録実務者ミーティング(がん登録部会主催)」開催予定
平成29年2月25日	第32回「相談支援センター実務者会議」開催予定

【H28年度緩和ケア研修会の開催状況】

19施設が開催し、668名修了(平成28年12月末時点) ※平成20年度からの累積修了者数 3,885名

# 平成29年度当初予算について

資料 3

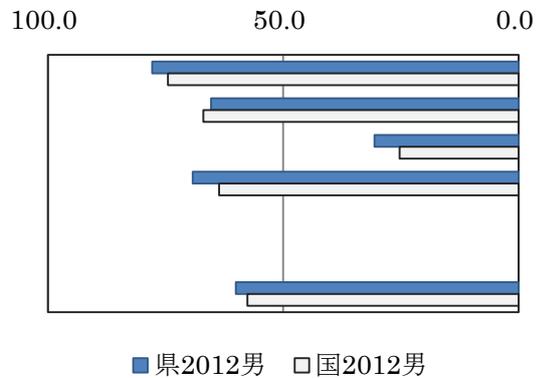
## － がん対策体系図 －

当初予算額(単位:千円)  
平成29年度 平成28年度

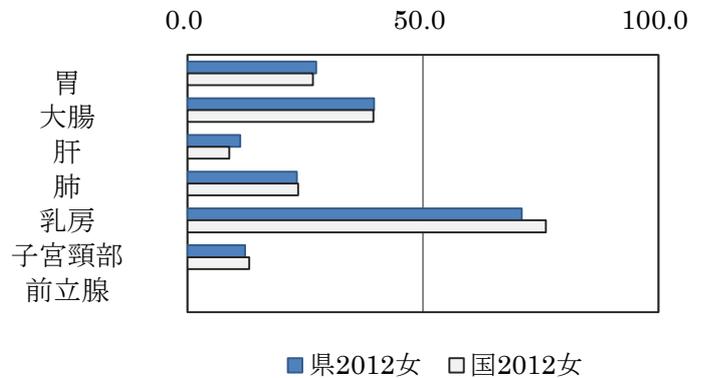
推進体制の整備			平成29年度	平成28年度
推進体制の整備		対がん戦略部会等の運営 ・がん診療連携推進専門委員会 ・がん登録推進専門委員会 ・造血幹細胞移植対策推進専門委員会	582	405
がん予防の推進				
「健康ひょうご21大作戦」の推進	いずみ会による食生活改善活動の実施 企業との協働による健康づくりステップアップ事業	2,633 10,816	2,633 10,521	
たばこ対策の充実	受動喫煙対策等推進事業	6,662	6,791	
感染に起因するがん対策の推進	※ワクチン接種緊急補助事業による子宮頸がん予防ワクチン等はH25より定期予防接種化			
正しい知識の普及啓発	企業との協働による健康づくりステップアップ事業 <再掲> がん検診等研修事業 がんの教育総合支援事業	2,903 1,000	3,653 1,000	
早期発見の推進				
検診機会の確保と受診環境の整備	(国保調整交付金) 集団検診車整備事業	70,620	54,552	
適切ながん検診の実施	がん検診の精度管理 がん検診等研修事業 <再掲>	214	237	
個別がん検診対策	健康福祉事務所での肝炎ウイルス検査等の実施	1,661	1,906	
	医療機関での肝炎ウイルス検査の実施	4,135	4,135	
	肝炎ウイルス初回精密検査の実施	1,340	633	
	新 肝炎ウイルス定期検査の実施	180	0	
	企業における女性特有のがん検診受診促進事業	23,469	24,015	
	アスベスト健康管理支援事業	51	56	
	新 アスベストばく露者の健康管理試行調査	56,801	0	
	がん検診等研修事業 <再掲>			
医療体制の推進				
医療連携の推進	がん診療連携拠点病院の機能強化	64,000	64,000	
がん患者の療養生活の質の維持向上	緩和ケア研修の実施(がん診療連携拠点病院機能強化事業で実施)			
	在宅・かかりつけ医育成研修事業	13,376	16,400	
	在宅医療推進協議会の設置	8,156	9,600	
	若年者の在宅ターミナルケア支援 がんの教育総合支援事業 <再掲>	6,667	14,026	
個別がん対策の推進	肝炎対策協議会の運営	139	139	
	肝疾患診療連携拠点病院の機能強化	2,426	2,426	
	インターフェロン等医療費の助成	1,051,134	1,224,084	
	がん検診等研修事業 <再掲>			
情報の収集・研究の推進	全国がん登録等推進事業の実施	17,298	17,258	
		計	1,346,263	1,458,470

## 部位別年齢調整罹患率、死亡率等について

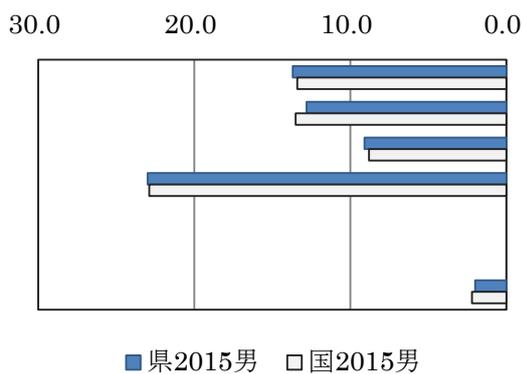
部位別年齢調整罹患率(人口 10 万対) 男



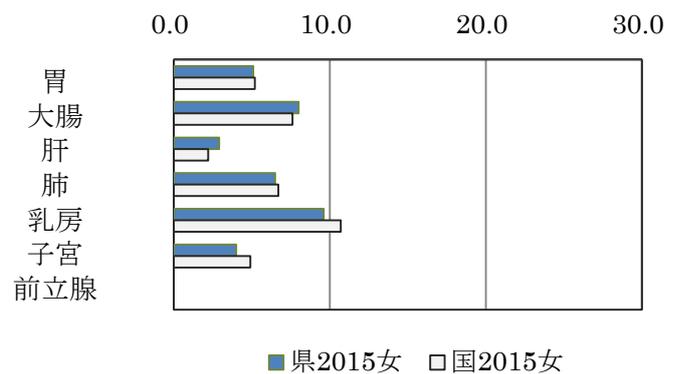
部位別年齢調整罹患率(人口 10 万対) 女



部位別年齢調整死亡率(人口 10 万対) 男  
~75 歳未満~

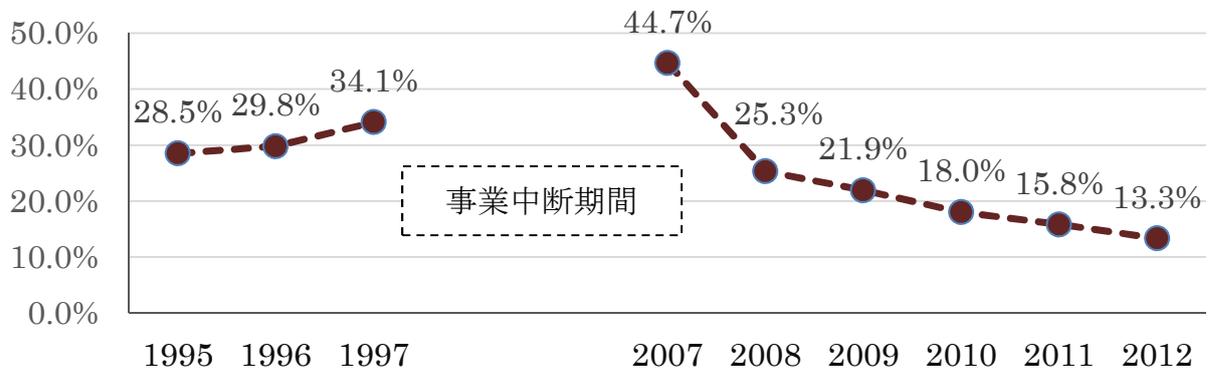


部位別年齢調整死亡率(人口 10 万対) 女  
~75 歳未満~



がん登録精度 (DCO : 把握した罹患情報のうち、死亡診断書以外の情報がない割合)

### DCOの年次推移



# がん対策基本法の一部を改正する法律 概要

## 1. 目的規定の改正(第1条)

目的規定に「がん対策において、がん患者(がん患者であった者を含む。)がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

## 2. 基本理念の追加(第2条)

- ① がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ② それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③ 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④ 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤ がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

## 3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正(第5条、第6条)

- ① 医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ② 国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

## 4. 事業主の責務の新設(第8条)

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

## 5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正(第10条、第12条)

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」(現行は5年)に改正

## 6. 基本的施策の拡充

### (1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等(第13条)

### (2) がんの早期発見の推進(第14条)

- ① がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
- ② がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力

### (3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成(第15条)

### (4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正(第17条)

- ① がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
- ② がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
- ③ がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記

### (5) がん登録等の取組の推進(第18条)

### (6) 研究の推進等に係る規定の改正(第19条)

- ① がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
- ② 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
- ③ がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記

### (7) がん患者の雇用の継続等(第20条)

### (8) がん患者における学習と治療との両立(第21条)

### (9) 民間団体の活動に対する支援(第22条)

### (10) がんに関する教育の推進(第23条)

## 7. 施行期日(附則)

公布の日